

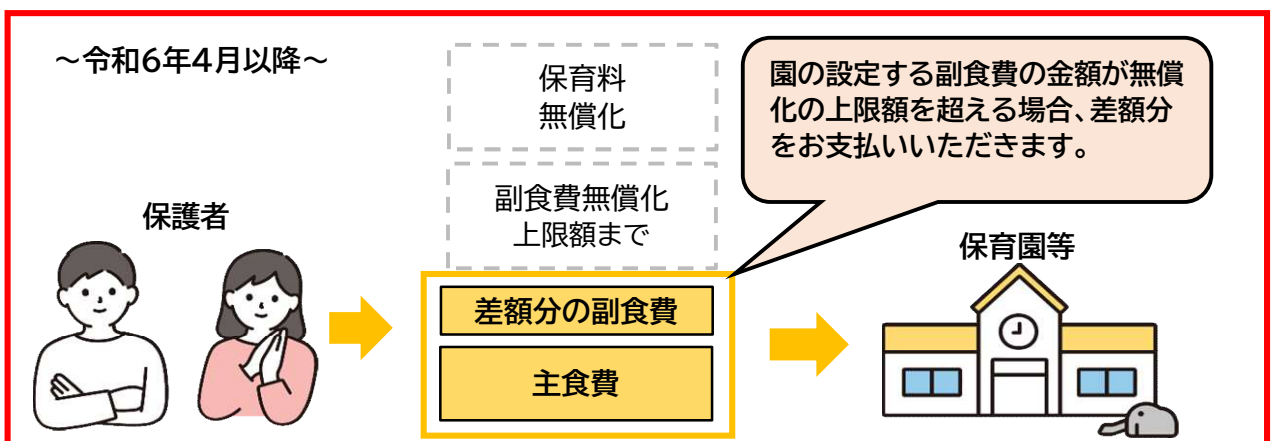
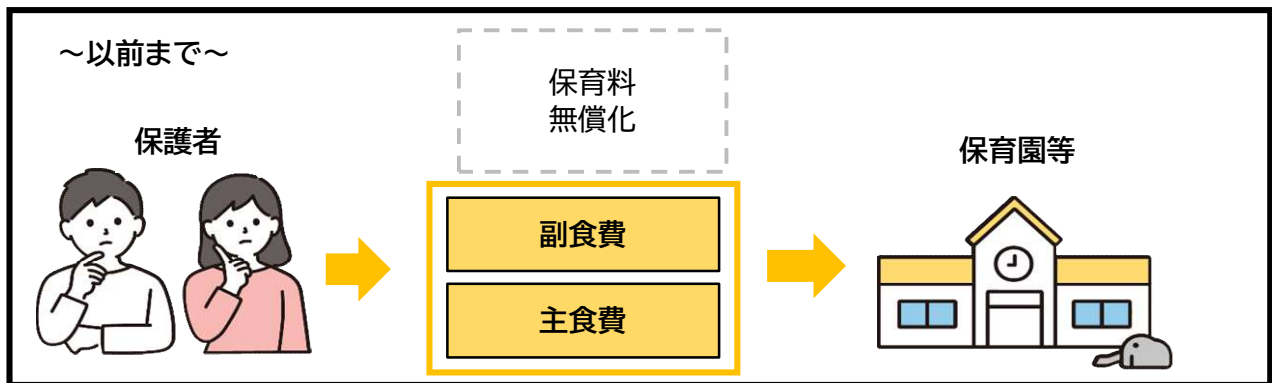
副食費について

安中市では、これまで同一生計の第3子以降については、市独自の制度として給食費のうち副食費分（おかず・おやつ）を無償としておりました。
令和6年度より無償化の対象を拡充し、安中市に住所のある3歳児クラス以上（1号認定の満3歳以上児を含む）のすべての児童について、上限額までの月額を無償化しています。
（令和8年度上限額：5,100円）

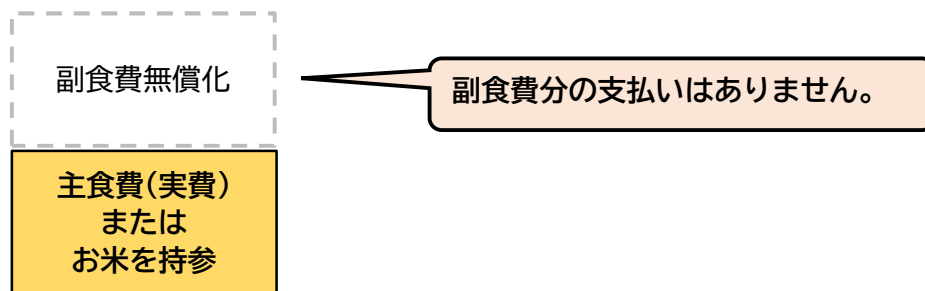
○給食費の考え方

在園施設	子どもの年齢 (算定年齢)	令和8年4月以降の給食費	
		主食費 (お米)	副食費 (おかず・おやつ)
・認定こども園の幼稚園部 ・新制度幼稚園	満3歳及び3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い 又はお米を持参	月額5,100円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い
・保育園 ・認定こども園の保育園部	3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い 又はお米を持参	月額5,100円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い ※公立園の場合は市に支払い
	0歳児～2歳児クラス	保育料に込み	

●保育園等に在園している児童の給食費の支払い方法変更のイメージ

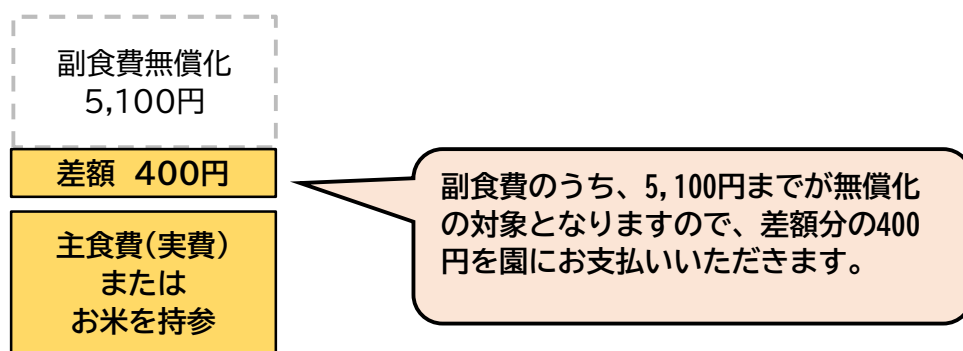


(1)副食費が月額5,100円以下の場合



(2)副食費が月額5,100円を超える場合

例) 園の設定する副食費が月額5,500円の場合



※差額分の取り扱いにつきまして、詳しくは各施設にお問い合わせください。

○国の副食費免除の要件について

・対象児童が「年収約360万円未満相当世帯」の子どもである場合、国の副食費免除の該当となります。

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

- ①1号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、77,101円未満の世帯
- ②2号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯
※ひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)については、77,101円未満

○「年収約360万円未満相当世帯」の子どもに該当するかどうかは、市で課税情報等を確認の上決定いたします(認定申請書にて「税情報等の提供に当たっての同意」をいただいております)。